



平成 26 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 松 本 油 脂 製 薬 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 直 樹  
( コ ー ド 4 3 6 5 )  
問 合 せ 先 管 理 本 部 副 本 部 長 山 田 正 幸  
TEL 072-991-1001

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 76 回定時株主総会に、下記のとおり株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の実施について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 株式併合

#### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

当社は東京証券取引所に上場する会社として、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことがないよう、株式併合(2.5 株を 1 株に併合)を行い、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更(500 株から 100 株に変更)するものであります。

#### (2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法

平成 26 年 10 月 1 日をもって、平成 26 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、2.5 株につき、1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	11,281,629 株
株式併合により減少する株式数	6,768,978 株
株式併合後の発行済株式総数	4,512,651 株

#### ④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 2 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 2.5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 26 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	発行済株式数 (割合)
全株主	603 名 (100.00%)	11,281,629 株 (100.00%)
2.5 株未満所有株主	11 名 ( 1.82%)	12 株 ( 0.00%)
2.5 株以上所有株主	592 名 (98.18 %)	11,281,617 株 (100.00%)

(注) 現在 2.5 株未満 (実質 3 株未満) の株式を所有されている株主様は、その保有機会を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 76 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更等の定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

(6) 日程

- ①取締役会決議日 平成 26 年 5 月 19 日
- ②定時株主総会決議日 平成 26 年 6 月 27 日
- ③株式併合の効力発生日 平成 26 年 10 月 1 日 (予定)

## 2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、当社株式の売買単位を 500 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 単元株式数の変更内容

当社普通株式の単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 76 回定時株主総会において、単元株式数の変更等の定款一部変更議案および本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(4) 変更日

平成 26 年 10 月 1 日

### 【ご参考】

上記株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 26 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 26 年 9 月 26 日をもって、証券取引所における当社株式の売買単位が 500 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

- ①周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の措置を定めるものであります。
- ②株式併合の実施に伴い、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を500株から100株に変更するものであります。
- ③上記②の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成26年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものいたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

#### 現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第一章 総 則 [公告の方法] 第5条 当会社の公告は大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第一章 総 則 [公告の方法] 第5条 当会社の公告は <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。
第二章 株 式 [発行可能株式総数] 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第二章 株 式 [発行可能株式総数] 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,600</u> 万株とする。
[単元株式数] 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。	[単元株式数] 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附 則</u> <u>第二章第6条及び第8条は、平成26年10月1日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は平成26年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

#### (3) 日程

- ①取締役会決議日 平成26年5月19日
- ②定時株主総会決議日 平成26年6月27日
- ③定款変更の効力発生日 (公告の方法) 平成26年6月27日
- ④定款変更の効力発生日 (発行可能株式総数および単元株式数の変更) 平成26年10月1日

以上

【ご参考】

株式併合、単元株式数変更に関するQ&A

Q1 株式併合とはどのような意味ですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2.5株を1株に変更することを予定しております。

Q2 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

単元株式数の変更とは、会社法によって定められ、株主総会での議決権の単位および証券取引所で売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を500株から100株に変更することを予定しております。

Q3 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに応えるべく、売買単位である単元株式数を現在の500株から100株に変更するものです。また、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとし、2.5株を1株に併合した上で、単元株式数を500株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の250株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の2.5倍となり、これまでの2分の1の投資単位で取引ができると考えられます。

Q4 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

株式併合と単元株式数変更を同時に行った場合、その効力の発生前後では、次のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	単元の数	ご所有株式数	単元の数	端数株式
例①	3,000株	6個	1,200株	12個	なし
例②	1,021株	2個	408株	4個	0.4株
例③	2株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却または買取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数に応じたお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式が2.5株未満の場合（上記の例③のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

現在1株に満たない端数株式ご所有の場合（上記の例②、③のような場合）は、株主併合前に「単元未満株式買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

	ご所有株式数	買増し制度のご利用		買取り制度のご利用	
		株式数	ご利用後の株式所有数	株式数	ご利用後の株式所有数
例②	1,021株	479株を購入	1,500株	21株を売却	1,000株
例③	2株	498株を購入	500株	2株を売却	0株

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 5 株式併合は株式の資産価値に影響を与えないのでしょうか。**

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合の結果、株主様にご所有の株式数は、併合前の5分の2となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は2.5倍となります。また、株価についても、理論上は、併合前の2.5倍となります。

**Q 6 株式併合により所有株式数が減れば、受け取れる配当金額も減りませんか。**

ご所有の株式数は5分の2になりますが、1株当たり配当金を2.5倍とさせていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金総額が変わることはありません。ただし、株式併合の結果、端数株式が生じる場合は、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、平成26年5月19日公表の「株式併合に伴う業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成26年3月期に関する期末配当予想は、従来予想の1株当たり100円から、1株当たり250円に修正しております。

**Q 7 具体的なスケジュールはどうなっていますか。**

次のとおり予定しています。

平成26年6月27日 定時株主総会

平成26年9月25日 現在の単元株式数（500株）での売上の最終日

平成26年9月26日 当社株式の売買単位が500株から100株に変更  
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成26年10月1日 株式併合、単元株式数変更の効力発生日

**Q 8 株主自身で、何か必要な手続はありますか。**

株主様にお願いする特段の手続はありません。

以上

※当社の株主名簿管理人  
三井住友信託銀行株式会社  
（連絡先）三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031（通話料無料）  
（受付時間 平日9:00～17:00）